

令和2年4月30日

寄居町立各小・中学生保護者 様

寄居町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のための臨時休業延長について（お知らせ）

埼玉県教育委員会から小・中学校において、5月31日（日）までの間、臨時休業の延長措置をとることについて要請が表明されました。

町教育委員会といたしましては、本県や隣接する東京都などの感染状況を考慮すると、短期間での緊急事態宣言解除の可能性は低いと見込まれ、下記のとおり、臨時休業の延長措置をとることといたしましたので、お知らせいたします。なお、児童が自宅でどうしても一人で過ごすことができない場合、受け入れ先がどうしてもない在籍児童に限り学校施設に受け入れますので、在籍学校まで御相談ください。児童の健康と安全を第一に考え対応してまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 県からの要請内容

- (1) 臨時休業を行い、授業や部活動、学校施設の開放等を行わない。
- (2) 子供が自宅でどうしても一人で過ごすことができない場合は、在籍する子供のうち受け入れ先がない者を学校施設に受け入れる。

2 臨時休業の期間 令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

3 児童（小学校1年生～6年生）の受け入れについて

- (1) 対 象 自宅で一人で過ごすことのできない在籍児童（保護者等が就業しており、どうしても仕事を休めない等の理由がある場合）
- (2) 期 間 令和2年5月7日（木）～5月29日（金）
- (3) 時 間 通常の学校における在校時間の範囲内
- (4) 内 容 家庭学習、自習道具を持参してください。
- (5) その他
 - ・児童生徒の送迎は、保護者の責任において行ってください。
 - ・給食はありませんので、必要に応じて昼食を持たせてください。
 - ・今回は中学生の受け入れはありません。

4 その他

- (1) 中学校の部活動についても、中止といたします。
- (2) 不要不急の外出は避け、感染予防に努めてください。
- (3) 休業の期間中は、学校から定期的に健康確認の連絡をさせていただきます。
- (4) 発熱等、かぜの症状が出た場合は、在籍している学校まで必ず御連絡ください。